

宇土第450号  
令和4(2022)年9月21日

一般社団法人栃木県トラック協会 御中

栃木県宇都宮土木事務所長 青木 淳



(主)宇都宮笠間線 築瀬歩道橋における交通規制について

本県の県土整備行政につきまして、日頃より格別な御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、本県では主要地方道宇都宮笠間線築瀬歩道橋において、老朽化した歩道橋の補修工事を実施いたします。本工事の施工に伴い、下記のとおり通行規制を実施いたします。施工中は御不便をおかけすることと存じますが、歩道橋の安心安全な通行を確保するために必要な工事となりますので、御理解と御協力のほど、よろしく願いいたします。

記

1. 工事概要

- (1)工 事 名 歩道橋補修工事 宇都宮笠間線その1(道路メンテ)
- (2)工 事 箇 所 主要地方道 宇都宮笠間線 築瀬歩道橋 (宇都宮市築瀬地内)
- (3)工 事 概 要 老朽化した歩道橋の補修工事
- (4)施 工 業 者 榮商事(株) 現場代理人:中島正喜(TEL:028-661-6111)

2. 規制概要

(1)築瀬歩道橋の通行止め

規制内容:工事期間中は、歩道橋を利用できません。

規制期間:令和4年10月3日から令和5年3月10日まで (終日)

(2)桁下走行車両への高さ制限

規制内容:桁下高について平時4.8mのところ、工事実施時4.2mとなります。

規制期間:令和4年10月12日から令和5年3月10日まで (終日)

(3)足場設置に伴う片側交互通行規制

規制内容:足場設置に伴い、車両の片側交互通行規制を実施します。

規制期間:令和4年10月12日～令和4年10月15日(各日 21時～翌5時 まで)

3. 問合せ先

栃木県宇都宮土木事務所 整備部整備第二課

住所:宇都宮市竹林町 1030-2

TEL:028(626)3159 FAX:028(626)3136

担当:舘野、落合



